

# 国民健康保険税の税率を改正します

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

広島県が県内の国保医療費を基に計算した市町村標準保険料率のとおり、令和8年度国民健康保険税の税率と賦課限度額を改正しました。



▲子ども・子育て支援制度についてはこちら

## ■令和8年度保険税の税率と賦課限度額

令和8年度分から、子ども・子育て支援法の規定に基づき、保険税区分に、「子ども分」を追加します。

年税額 = (医療分①～③の計) + (後期高齢者支援金分①～③の計) + (介護分①～③の計) + (子ども・子育て支援金分①～④の計)

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40～65歳未満の方)	子ども・子育て 支援金分
①所得割 (基準総所得金額※1に対するもの)	8.50% (8.87%)	2.82% (2.88%)	2.53% (2.35%)	0.29% (-)
②均等割(加入者1人当たり※2)	37,120円 (37,995円)	12,238円 (12,171円)	12,987円 (12,015円)	1,264円 (-)
③平等割(1世帯当たり)	23,406円 (24,399円)	7,717円 (7,816円)	6,286円 (5,823円)	787円 (-)
④18歳以上均等割 (18歳以上の加入者1人当たり)	-	-	-	47円 (-)
賦課限度額	67万円 (66万円)	26万円 (26万円)	17万円 (17万円)	3万円 (-)

※1 基準総所得金額 = 令和7年中の総所得金額等 - 基礎控除 43万円

※2 子ども・子育て支援金分は、18歳未満の加入者は全額軽減されます。

## ■保険税の軽減・減額について

- ・所得に応じて、均等割、平等割を軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）します。
- ・所得の申告がない場合、保険税の軽減対象に該当する方であっても軽減することができません。また、高額療養費などの給付の判定にも影響します。

## ■保険税の納め方

普通徴収（納付書または口座振替）または特別徴収（年金からの天引き）で納めます。  
令和8年度国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に送付予定です。詳しくは、来月の広報をご覧ください。

## ■納付が難しいときは

国民健康保険税は、医療機関を安心して受診するための大切な財源です。納期限までに必ず納めてください。納期限内の納付が困難な場合は、お電話や窓口にてご相談ください。  
特別な理由なく納付されない場合は、財産の差押えや治療費の全額負担（後日、保険給付相当額が払い戻されます）となることがあります。



▲国保税の納付

## 令和8年度江田島市ふるさと再発見事業

# 「～地域と共に歩む～海上自衛隊第1術科学校教育参考館特別展」

☎ 生涯学習課 ☎0823-43-1902 ・ 大柿地区歴史資料館 ・ 瀬尾記念文庫 ☎0823-57-6420

教育参考館の所蔵資料を特別に地域公開します。貴重な資料を通してふるさとの歴史を学ぶと共に、平和の尊さについて改めて考えてみましょう。入場無料。

テーマ 「教育参考館の所蔵品から見た山本五十六像」 山本五十六氏関連の資料を中心に展示します。

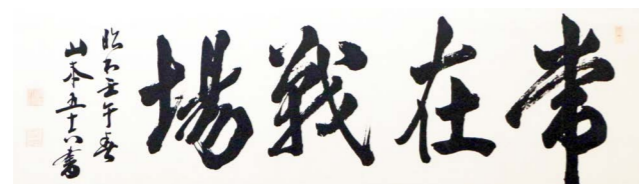
日時 7月1日(水)～8月31日(月) 午前9時～午後5時（最終入場は午後4時30分まで）

会場 大柿地区歴史資料館・江田島市瀬尾記念文庫（大柿町大原）

休館日 月曜日 ※ただし、7月20日(月・祝)、8月10日(月)・11日(火・祝)・31日(月)は開館



▲駆逐艦「雪風」船舶時計



▲山本五十六書 座右銘「常在戦場」



▲山本五十六肖像画

# 令和8年度個人住民税(市・県民税)の主な改正点について

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

## 令和8年度からの個人住民税(市・県民税)の主な改正内容

### 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の方を対象に、給与所得控除額の最低保障額が10万円引き上げられ、65万円となります。  
給与所得控除額

給与収入	改正前	改正後	引き上げ額
162万5千円以下	55万円	65万円	10万円
162万5千円超180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円		3～10万円
180万円超190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円		0～3万円
190万円超～	改正なし		

### 特定親族特別控除の創設

特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高45万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。  
※「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色専従者を除く)

特定親族の合計所得金額と納税義務者の控除額

特定親族の合計所得金額(給与収入のみの場合の給与収入金額)	控除額
58万円超95万円以下(123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下(185万円超188万円以下)	3万円

### 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が引き上げられます。

扶養親族等の区分	所得要件(注1) (収入が給与のみの場合の収入金額(注2))	
	改正前	改正後
扶養親族		
同一生計配偶者	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
ひとり親の生計を一にする子		
雑損控除の適用を認められる親族		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下 (103万円超201万6千円未満)	58万円超133万円以下 (123万円超201万6千円未満)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

(注1) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子、雑損控除の適用を認められる親族については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

(注2) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

## まだ請求をされていない戦没者等のご遺族の皆さまへ

# 第12回特別弔慰金請求受付中

☎ 社会福祉課 ☎0823-43-1638

令和7年4月1日現在で公務扶助料や遺族年金などの受給者(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしていれば、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債  
請求期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日  
請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けられなくなりますので、ご注意ください。